商品概要説明書

一般財形貯金

(平成25年1月1日現在)

	【平成 25 年 1 月 1 日現仕)
商品名	•一般財形貯金
ご利用いただける方	・当会と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
期間	
(預入期間)	・3年以上
預入方法	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
	月例給与および賞与
	月例給与
	賞与
(2)預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	1日めたサイトの上1円単位
(4)預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2)利払頻度	・払戻時に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。
(4)税 金	・20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方
	税 5%) の分離課税となります。
(5)金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	
付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規
	定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービス
	を提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が
	貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、営
紛争解決措置の内容	業日の9時から17時までに当会資金部営業班(電話:019-626-8
	726) または総務企画部リスク管理班(電話:019-626-8707)
	にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備
	し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、岩手県農業協同組合中央会が設置・運営する岩手県JAバンク相談所
	(電話:019-626-8128)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当会総務企画部リスク管理班または岩手県JAバンク相談所にお
	申し出ください。
	となります。上記岩手県JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受
てツ他参布となる事場	
	領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。